

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した腰部の傷病は、業務上の事由と認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人はトラック運転手として勤務しており、運送途中で眠気を感じたためサービスエリアに入り、出口付近に駐車して仮眠をとっていたところ、後方より大型トラックに追突され負傷した。負傷後、〇整形外科を受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、頭部打撲」と診断された。

業務復帰後、約3週間したところで、腰部の痛みが増悪したために再び休業して〇病院を受診し「第3腰椎圧迫骨折」と診断された。

請求人は一度業務に復帰した後の「第3腰椎圧迫骨折」についても、業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務中の事故で受傷し、最初は捻挫という診断であったが治らないので、転院したところ骨折と判明し、医師もそれを認めている。骨折は業務外とした監督署長の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は、今回の事故以前（約2年半前）にも交通事故により「第2腰椎圧迫骨折」の傷病を負っていた。

(2) 地方労災医員の意見によると、請求人の傷病は「第2腰椎圧迫骨折（陳旧性）、腰椎捻挫」である。

(3) 今回の事故前後のMRIから、第2腰椎圧迫骨折の程度は悪化が認められないこと等を総合的に判断すると、本件災害における傷病は「腰椎捻挫」であると認められる。

(4) 以上から、業務復帰後に受診した〇病院での「第3腰椎圧迫骨折」の治療に関しては、本件災害との業務因果関係が認められず、不支給決定としたものである。

4 審査官の判断

(1) 〇整形外科医院医師の意見によると「第2腰椎圧迫骨折は、今回の事故以前の交通事故においても受傷しており、今回の事故後のMRIでは高輝度の変化はなく、以前の事故による陳旧性の圧迫骨折と判断し、本件災害による傷病を圧迫骨折とはせずに腰椎捻挫とした。」としている。

(2) ○病院医師は傷病名を「第3腰椎圧迫骨折（急性期）」と診断しており、意見によると「神経学的異常所見は認めないが、L3レベルの叩打痛があり、L3椎体内に高輝度変化を認め椎体内骨髄の損傷と考えられること。また、MRI上、既存のL3圧迫骨折があり、アラインメント不整部のL3にストレスが加わり新たに骨折したものと診断した。」としている。

(3) 地方労災医員の意見によると、「以前より圧迫骨折があり、多少なりとも悪化した可能性もある。」としている。

(4) 以上から、①請求人には既往歴として圧迫骨折があり、今回の追突事故により悪化したため、医師によって傷病名が「圧迫骨折」と「腰椎捻挫」としたものがあること。②請求人は治療の結果、痛みも取れたように感じたので通院するのをやめて勤務したが、次第に背中、腰に激痛が再発し、足にしびれを感じ荷物の積み出しもままならない状態になったと申している。③請求人は本件事故の時、受傷した疾病が治癒していない状態で治療を中止し就労したため、症状が悪化したことが認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。